

# 東日本国際大学

## 編入学・転入学・学士入学・再入学・転学部・転学科規程

### (目的)

第1条 本規程は、東日本国際大学学則第23条の規定に基づき、編入学・転入学・学士入学・再入学・転学部・転学科に関して必要な事項を定める。

### (編入学・転入学・学士入学・再入学・学士入学・転学部・転学科)

第2条 本学への編入学・転入学・学士入学・再入学を志願する者については、選考のうえ、入学を許可することができる。転学部・転学科・転コースを志願する者には、選考のうえ、許可することができる。

- 2 編入学は、経済経営学部の場合、定員を定め、第3年次に入学させる。健康福祉学部の場合、定員を定めず空きがある時、カリキュラムの関係から相当年次に入学させる。
- 3 転入学・学士入学・再入学は、年次の定員に余裕があるときに限り、選考のうえ、相当年次・相当学部・相当学科に入学させる。
- 4 転学部・転学科は年次の定員に余裕があるときに限り、選考のうえ、相年次・相当学部・相当学科に入学させる。

### (入学の時期)

第3条 編入学・転入学・学士入学・再入学の入学の時期は、学期の始めとする。

- 2 転学部・転学科については、学年の始めとする。

### (入学資格)

第4条 編入学・転入学・学士入学・再入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業し、または退学した者
- (2) 短期大学（外国の短期大学を含む）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む）、旧国立工業教員養成所、旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) その他、法令等で大学編入学できると定められた者。
- (5) 大学に2年以上在学し、相当の単位数を修得している者。

### (入学の出願)

第5条 本学への編入学を志願する者は、編入学願書に各号に定める書類および検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 最終学校の卒業（修了）証明書・卒業（修了）見込証明書、または在学証明書
- (2) 最終学校の成績証明書
- (3) 受験許可証（他大学在学中に受験する者）
- (4) その他大学が指定するもの

2 転入学・学士入学・再入学を志願する者の出願は、前項の規定を準用する。

(入学者の選考)

第6条 編入学志願者の選考は、書類審査・小論文および面接の結果に基づき、教授会が行う。

2 編入学試験を実施するため、選考委員会を置く。

3 選考委員会は、入試委員会委員および教務委員会委員から選出する委員若干名をもって組織する。

4 選考委員会に委員長を置き、委員長は入試委員会委員長をもって充てる。

5 転入学・学士入学・再入学・転学部・転学科志願者の選考は、前各項を準用する。

(入学手続きおよび入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の入学手続き書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学者の既修得単位の認定)

第8条 編入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いについては、編入学生の既修得単位の認定に関する取り決めのとおりとする。

(再入学者・編入学者・転入学者・学士入学者・転学部者・転学科者の既修得単位の認定)

第9条 第7条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

2 第7条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数ならびに既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いについては、編入学・転入学は6.2単位、学士入学・転学部・転学科は6.0単位を限度として教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。